



発行 新潟県

**第 15 号**

平成26年2月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 190 道路の区域変更 (道路管理課)
- 191 道路の供用開始 (道路管理課)
- 192 道路の区域変更 (道路管理課)
- 193 道路の区域変更 (道路管理課)
- 194 道路の供用開始 (道路管理課)
- 195 道路の区域変更 (道路管理課)
- 196 道路の供用開始 (道路管理課)
- 197 道路の区域変更 (道路管理課)
- 198 道路の供用開始 (道路管理課)
- 199 道路の区域変更 (道路管理課)
- 200 道路の供用開始 (道路管理課)
- 201 道路の区域変更 (道路管理課)
- 202 道路の供用開始 (道路管理課)
- 203 道路の区域変更 (道路管理課)
- 204 道路の供用開始 (道路管理課)
- 205 道路の区域変更 (道路管理課)
- 206 道路の供用開始 (道路管理課)
- 207 道路の区域変更 (道路管理課)
- 208 道路の供用開始 (道路管理課)
- 209 道路の区域変更 (道路管理課)
- 210 道路の供用開始 (道路管理課)
- 211 道路の区域変更 (道路管理課)
- 212 道路の供用開始 (道路管理課)
- 213 道路の区域変更 (道路管理課)
- 214 道路の供用開始 (道路管理課)
- 215 道路の区域変更 (道路管理課)
- 216 道路の供用開始 (道路管理課)
- 217 道路の区域変更 (道路管理課)
- 218 道路の供用開始 (道路管理課)
- 219 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 220 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)

公 告

- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始 (環境企画課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (商業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (商業振興課)
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課)

教育委員会規則

- 1 博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則 (文化行政課)

教育委員会公告

平成26年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集（義務教育課）  
 平成26年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市原字町屋敷 671 番 3 から 同市長沢字八町 574 番まで	新	6.8～25.2メートル	489.7メートル
	旧	(A) 5.4～13.0メートル	482.4メートル
		(B) 6.5～14.8メートル	479.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
全区間県道下田見附線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市原字町屋敷 671 番 3 から 同市長沢字八町 574 番まで	新	6.8～25.2メートル	489.7メートル
	旧	(A) 5.4～13.0メートル	482.4メートル
		(B) 6.5～14.8メートル	479.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
全区間一般国道290号と重用

◎新潟県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間  
三条市原字町屋敷 671 番 3 から同市長沢字八町 574 番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

## ◎新潟県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町馬場甲 946 番から	新	10.2～11.8メートル	66.3メートル
同市馬場甲937番まで	旧	10.2～11.8メートル	66.3メートル

## ◎新潟県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市赤谷癸 3301 番 1 から	新	19.4～79.6メートル	446.0メートル
同市中仙田甲750番1まで	旧	12.8～83.8メートル	446.9メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道403号と重用

## ◎新潟県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間

十日町市赤谷癸3301番1から同市中仙田甲750番1まで

3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山観音寺字倉下2番6から	新	7.8～60.0メートル	645.8メートル
同市松之山字高畔1364番1まで	旧	4.5～60.0メートル	648.0メートル

◎新潟県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間  
十日町市松之山観音寺字倉下2番6から同市松之山字高畔1364番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山字神楽場1435番1から	新	6.0～19.0メートル	334.9メートル
同市松之山字久保田1569番8まで	旧	6.0～16.4メートル	334.3メートル

◎新潟県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間  
十日町市松之山字神楽場1435番1から同市松之山字久保田1569番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市赤谷癸 3302 番 1 から 同市中仙田甲750番1まで	新	11.0～73.0メートル	449.3メートル
	旧	11.0～66.8メートル	451.6メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道252号と重用

◎新潟県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
十日町市赤谷癸3302番1から同市中仙田甲750番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字外丸丁 2174 番 3 から	新	2.0～29.5メートル	633.8メートル

同郡同町大字外丸丁2526番1まで	旧	2.0～12.0メートル	630.8メートル
-------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字外丸丁2174番3から同郡同町大字外丸丁2526番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市新座字あんば沢乙1390番1から	新	3.8～11.7メートル	475.7メートル
同市新座字原新田乙2098番まで	旧	3.7～9.0メートル	477.2メートル

◎新潟県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 城内焼野線
- 2 供用開始の区間  
十日町市新座字あんば沢乙1390番1から同市新座字原新田乙2098番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 月池松代線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市浦田字坂中7262番1から	新	5.2～22.0メートル	191.9メートル
同市浦田字坂中7287番8まで	旧	5.2～15.8メートル	188.3メートル

## ◎新潟県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 月池松代線
- 2 供用開始の区間  
十日町市浦田字坂中7262番1から同市浦田字坂中7287番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

## ◎新潟県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小白倉木落線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市木落293番1から	新	10.2～25.4メートル	218.9メートル
同市木落385番15まで	旧	10.2～25.4メートル	218.7メートル

## ◎新潟県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小白倉木落線
- 2 供用開始の区間  
十日町市木落293番1から同市木落385番15まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

## ◎新潟県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢水沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市馬場甲311番1から 同市馬場甲590番3まで	新	11.8～34.2メートル	514.4メートル
	旧	6.0～25.2メートル	521.7メートル

#### ◎新潟県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢水沢線
- 2 供用開始の区間  
十日町市馬場甲311番1から同市馬場甲590番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

#### ◎新潟県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市新宮字大谷内甲2048番1から 同市新宮字まきの木平甲2243番1まで	新	3.4～14.6メートル	293.5メートル
	旧	3.3～14.6メートル	292.1メートル

#### ◎新潟県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間  
十日町市新宮字大谷内甲2048番1から同市新宮字まきの木平甲2243番1まで

3 供用開始の期日 平成26年2月25日

### ◎新潟県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町石黒字大ノ3234番3から	新	8.8～25.4メートル	352.9メートル
同市高柳町石黒字石佛3375番1まで	旧	4.0～15.0メートル	370.8メートル

### ◎新潟県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市高柳町石黒字大ノ3234番3から同市高柳町石黒字石佛3375番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

### ◎新潟県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市板倉区釜塚字塔ノ腰314番1から	新	32.0～51.8メートル	60.0メートル
同市板倉区釜塚字塔ノ腰312番1まで	旧	32.0～48.0メートル	60.0メートル

### ◎新潟県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上小沢脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市板倉区釜塚字塔ノ腰314番1から同市板倉区釜塚字塔ノ腰312番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市柿野浦字南51番から	新	9.5～95.7メートル	597.8メートル
同市東鶴島字ウシマサキ248番1まで	旧	4.3～51.1メートル	605.0メートル

◎新潟県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市柿野浦字南51番から同市東鶴島字ウシマサキ248番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月25日

◎新潟県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
服部山地区	村上市上助渚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡山地区	村上市上助渚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助渚(1)地区	村上市上助渚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上助漕(2)地区	村上市上助漕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助漕(3)地区	村上市上助漕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助漕地区	村上市上助漕	次の図のとおり	土石流
下助漕(1)地区	村上市下助漕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下助漕(2)地区	村上市下助漕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上関地区	岩船郡関川村大字上関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上関地区	岩船郡関川村大字上関	次の図のとおり	地すべり
大内漕地区	岩船郡関川村大字大内漕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峰沢地区	岩船郡関川村大字大内漕	次の図のとおり	土石流
金堀地区	岩船郡関川村大字大内漕	次の図のとおり	地すべり
鷹ノ巣地区	岩船郡関川村大字湯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二丁野(1)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(1)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

油夫(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫(6)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山中地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(8)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(6)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(7)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(8)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(6)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(7)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝之沢川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
油夫川(1)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
油夫川(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流

七滝川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
菖蒲川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
山中川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
高地地区	長岡市山古志竹沢 小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
油夫川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	地すべり
朝日川地区	長岡市山古志竹沢 長岡市山古志虫亀	次の図のとおり	地すべり
二丁野地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	地すべり
菖蒲地区	長岡市山古志竹沢 小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
間内平地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	地すべり
木籠(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松倉(5)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木籠(4)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松倉(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梶金(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(3)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(4)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木籠(3)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木籠(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梶金(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松倉(4)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮沢川地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流
大久保地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流

木籠(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流
木籠(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流
木籠(3)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流
木籠(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	地すべり
下ノ沢地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	地すべり
木籠(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	地すべり
小松倉地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	地すべり
大久保地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別当沢地区	魚沼市七日市新田	次の図のとおり	土石流
平地地区	魚沼市今泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池の川原地区	魚沼市今泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大手沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
浦沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
小田ノ入沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
大田ノ入沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
兜沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
柄沢川地区	魚沼市下倉、東中	次の図のとおり	土石流
宇津野(3)地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津野(1)地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平沢地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津野(2)地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	土石流

水頭沢地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	土石流
空津野地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	土石流
あんじゅ山地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上の山地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下瀬木地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川沢東地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原山地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川入地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
腰立沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
蕨和田地区	魚沼市蕨和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田川地区	魚沼市蕨和田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片山地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小野(1)地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小野(2)地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下稲場地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金堀谷地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下谷地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(1)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(2)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(3)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(4)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

下小野中沢地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
蟹沢(1)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
蟹沢(2)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
蟹沢(3)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
大明沢地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
下小野(1)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
下小野(2)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

#### 5 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽二生地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生-1地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生-2地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生(1)地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生(2)地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生(3)地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入桑地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
百田川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
河内川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
羽二生沢地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
河内川東沢地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
観音寺川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
観音寺西川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
竹の河内川南沢地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
竹の河内川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流

田野浦(1)地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野浦(2)地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野浦(3)地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野浦川地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	土石流
江積(1)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江積(2)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江積(3)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江積川(1)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	土石流
江積川(2)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	土石流
江積川(3)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	土石流
腰細地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰細(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰細(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰細川右支地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流
徳和浜地区	佐渡市三川	次の図のとおり	地すべり
徳和浜地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
服部山地区	村上市上助渚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

八幡山地区	村上市上助渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助渕(1)地区	村上市上助渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助渕(2)地区	村上市上助渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助渕(3)地区	村上市上助渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上助渕地区	村上市上助渕	次の図のとおり	土石流
下助渕(1)地区	村上市下助渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下助渕(2)地区	村上市下助渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上関地区	岩船郡関川村大字上関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷹ノ巣地区	岩船郡関川村大字湯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二丁野(1)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(1)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

油夫(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂谷(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(3)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山中地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(4)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
間内平(6)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菖蒲(2)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(5)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹沢(7)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油夫川(1)地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
七滝川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
山中川地区	長岡市山古志竹沢	次の図のとおり	土石流
木籠(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松倉(5)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木籠(4)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松倉(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梶金(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(3)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(4)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木籠(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梶金(1)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松倉(4)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮沢川地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流
木籠(2)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流
木籠(3)地区	長岡市山古志東竹沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平地地区	魚沼市今泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
小田ノ入沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
大田ノ入沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
兜沢地区	魚沼市東中	次の図のとおり	土石流
柄沢川地区	魚沼市下倉、東中	次の図のとおり	土石流
宇津野(3)地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津野(1)地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平沢地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津野(2)地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
空津野地区	魚沼市宇津野	次の図のとおり	土石流
あんじゅ山地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上の山地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下瀬木地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川沢東地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

桑原山地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芋川入地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
蓑和田地区	魚沼市蓑和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片山地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小野(1)地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小野(2)地区	上越市柿崎区上小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下稲場地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金堀谷地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下谷地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(1)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(2)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(3)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野(4)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下小野中沢地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
蟹沢(1)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
蟹沢(2)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
大明沢地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
下小野(1)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流
下小野(2)地区	上越市柿崎区下小野	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

## 5 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽二生地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生－1地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生－2地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生(1)地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生(2)地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽二生(3)地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入桑地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
百田川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
河内川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
羽二生沢地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
河内川東沢地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
観音寺川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
観音寺西川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
竹の河内川南沢地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
竹の河内川地区	佐渡市羽二生	次の図のとおり	土石流
田野浦(1)地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野浦(2)地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野浦(3)地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野浦川地区	佐渡市田野浦	次の図のとおり	土石流
江積(1)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江積(2)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江積(3)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

江積川(1)地区	佐渡市江積	次の図のとおり	土石流
腰細地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰細(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
腰細(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
徳和浜地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 入札に付する業務

##### (1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務

##### (2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練し、健康な幼鳥として放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

##### (3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成26年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域ごとに実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する区域のみ実施する。

##### (4) 入札実施区域の分割

4に規定する「入札参加意向書」を審査した結果、入札参加意向者の有する放鳥用幼鳥の供給可能羽数が入札実施区域内の放鳥予定羽数を下回る場合は、意向者の可能羽数に応じて、区域内の地域振興局所管区域に分割して入札を実施する。

##### (5) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成26年度放鳥計画」及び入札説明書による。

##### (6) 履行期限

平成26年11月28日(金)

#### 2 入札に参加する者に必要な要件

##### (1) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖・飼養した放鳥用幼鳥を県に納入した実績を有する者又は県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有することを県が確認した者

- (ウ) 参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができる繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者で、その区域内で対象の鳥（キジ又はヤマドリ）を1年以上飼育した実績を県が確認した者又は希望区域に隣接する入札区域内で放鳥用幼鳥を県に納入した実績を有する者
- (2) 入札に参加する者を選定するための基準  
新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務委託参加意向者審査選定要綱に定める審査基準による。  
審査基準については、入札説明書のとおり。
- 3 入札説明書の交付等  
入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係  
電話番号 025-285-5511（代表） 内線(2697)  
025-280-5152（直通）  
入札説明書の交付は、公告の日から平成26年3月24日（月）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。
- 4 入札に参加する者に要求される事項  
本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成26年3月24日（月）午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。
- 5 入札に関する事項  
本業務に係る入札は、当該業務に係る平成26年度予算が成立することが条件であり、入札執行に関する事項については、当該予算成立後に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。
- (1) 入札執行の予定日時及び場所  
入札日時 平成26年4月中旬から下旬（日時は入札通知書により通知する。）  
入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室（予定）
- (2) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額と当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札保証金  
入札金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 6 契約に関する事項
- (1) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- (2) 契約書作成の要否 要
- 7 その他
- (1) 本業務に係る入札は、当該業務に係る平成26年度予算が成立することが条件であること。
- (2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。（提出がないときは、契約を締結しない場合があります。）
- (3) 詳細は入札説明書による。

## ○キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
新発田	村上	村上市、関川村、 粟島浦村	186
	新発田	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	223
	新潟	五泉市、阿賀町	336
新潟	県庁環境企画課	新潟市	200
三条	三条	三条市、加茂市、田上町、燕市、 弥彦村	230
長岡	長岡	長岡市、出雲崎町、 見附市、小千谷市	374
	柏崎	柏崎市、刈羽村	158
南魚沼	魚沼	魚沼市	172
	南魚沼	南魚沼市、湯沢町	150
	十日町	十日町市、津南町	191
佐渡	佐渡	佐渡市	80
合計			2,300

## ○ヤマドリ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
上越	上越	上越市、妙高市	250
	糸魚川	糸魚川市	100
合計			350

備考：キジとヤマドリを合わせて、全区域での放鳥を予定。

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 宮脇書店五泉店

所在地 五泉市旭町6番55号

設置者 株式会社コメリ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年10月11日

3 意見の概要

(1) 五泉市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

## 5 縦覧期間

平成26年2月25日から平成26年3月25日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 宮脇書店五泉店

所在地 五泉市旭町6番55号

設置者 株式会社コメリ

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（開店時刻の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年10月11日

## 3 意見の概要

## (1) 五泉市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

## 5 縦覧期間

平成26年2月25日から平成26年3月25日まで

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、遺失物管理システムの借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年2月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

遺失物管理システムの借上げ

## (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

## (1) 期間

本公告の日から平成26年3月17日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

## (2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

## (3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2234

イ システムの仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課指導係

電話番号 025-285-0110 内線2243

### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

#### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年2月25日（火）から平成26年3月17日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

#### (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成26年3月31日（月）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年4月7日（月）午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

### 6 入札手続

#### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を平成26年4月4日（金）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

#### (2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

#### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己

の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（消費税抜き）を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for Equipments for Lost Articles Management System

(2) Date, time and place of tendering:

Date: April 7 (Mon), 2014

Time: 11:00 am

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

(3) Contact point for the notice:

Supplies and Procurement

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

Phone: 025-285-0110 ext. 2234

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月25日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

**新潟県教育委員会規則第1号**

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

博物館登録等の手続に関する規則（昭和27年新潟県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p><b>第1条</b> 博物館法（以下「法」という。）第10条の規定により登録を受けようとする者は、地方公共団体にあっては別記第1号様式、<u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人</u>にあっては別記第2号様式による登録申請書を新潟県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>第2号様式</b></p> <p style="text-align: center;">博物館登録申請書</p> <p>（略）</p> <p>(1) <u>法人の定款の写</u>又は宗教法人の規則の写</p> <p>（略）</p>	<p>（登録の申請）</p> <p><b>第1条</b> 博物館法（以下「法」という。）第10条の規定により登録を受けようとする者は、地方公共団体にあっては別記第1号様式、<u>民法第34条の法人若しくは宗教法人</u>にあっては別記第2号様式による登録申請書を新潟県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>第2号様式</b></p> <p style="text-align: center;">博物館登録申請書</p> <p>（略）</p> <p>(1) <u>法人の定款若しくは寄附行為の写</u>又は宗教法人の規則の写</p> <p>（略）</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会公告**

**平成26年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集について（公告）**

平成26年4月県立盲学校及び聾学校幼稚部に入学の幼児の欠員補充による2次募集を、次により行う。

平成26年2月25日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

**1 2次募集を行う学校と幼児数**

- 県立新潟盲学校    3歳児学級 若干人  
                          4歳児学級 若干人  
                          5歳児学級 若干人
- 県立新潟聾学校    3歳児学級 若干人
- 県立長岡聾学校    3歳児学級 若干人  
                          4歳児学級 若干人  
                          5歳児学級 若干人
- 県立長岡聾学校高田分校  
                          3歳児学級 若干人  
                          4歳児学級 若干人  
                          5歳児学級 若干人

**2 出願資格及び出願手続**

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。

**3 出願期間**

平成26年3月11日（火）から3月14日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午

後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

平成26年3月17日(月)

5 結果の発表

平成26年3月19日(水)までに各学校において行う。

平成26年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集について(公告)

平成26年4月県立特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)に入学の生徒の欠員補充による2次募集を、次により行う。

平成26年2月25日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 2次募集を行う学校と生徒数

県立新潟盲学校	普通科	6人
	保健医療科	8人
	専攻科医療科	2人
県立新潟聾学校	普通科	7人
	知的障害普通学級	4人
県立長岡聾学校	産業技術科	3人
	知的障害普通学級	6人
	専攻科産業科	8人
県立江南高等特別支援学校	普通学級	3人
県立江南高等特別支援学校川岸分校	普通学級	4人
県立西蒲高等特別支援学校	普通学級	8人
県立吉川高等特別支援学校	普通学級	3人
県立村上特別支援学校	普通学級	7人
同 いじみの分校	普通学級	4人
県立駒林特別支援学校	普通学級	2人
県立五泉特別支援学校	普通学級	3人
県立月ヶ岡特別支援学校	職業学級	2人
県立小出特別支援学校	普通学級	5人
同 川西分校	普通学級	10人
県立はまなす特別支援学校	普通学級	4人
県立高田特別支援学校	普通学級	4人
同 白嶺分校	普通学級	5人
県立佐渡特別支援学校	普通学級	1人
県立東新潟特別支援学校	普通学級	11人
県立上越特別支援学校	普通学級	4人
県立吉田特別支援学校	普通学級	7人
県立柏崎特別支援学校	普通学級	1人

2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区職業学級、普通学級、高田学区普通学級については、欠員が生じた学校に直接出願する。

3 出願期間

平成26年3月11日(火)から3月14日(金)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

平成26年3月17日(月)

5 結果の発表

平成26年3月19日(水)までに各学校において行う。